

## 富士見町宅地造成支援事業補助金交付要綱

令和5年3月7日

告示第18号

(趣旨)

第1条 この要綱は、町への移住及び定住化の促進を図るため、町内で宅地開発を行う事業者に対し、予算の範囲内において補助金を交付することについて、富士見町補助金等交付規則(昭和51年富士見町規則第7号)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 宅地開発 建築物を建築する目的で行う土地の区画形質の変更
- (2) 事業者 宅地建物取引業法(昭和27年法律第176号)第2条第3号に規定する宅地建物取引業者
- (3) 工事施工者 町内に本店又は支店等の法人登記等を有する業者
- (4) 居住誘導区域 都市再生特別措置法(平成14年法律第22号)第81条第2項第2号に規定する区域で、居住を誘導すべき区域として富士見町立地適正化計画に定める区域
- (5) 申請者 事業計画の承認を受けようとする事業者
- (6) 補助事業者 事業計画の承認を受けた者
- (7) 交付決定者 補助金の交付決定を受けた者

(補助対象者)

第3条 補助金の交付を受けることができる者は、次の各号に掲げる全ての要件に該当する者とする。

- (1) 一戸建て住宅建築のための宅地開発は、町内事業者
- (2) 賃貸アパート等建築のための宅地開発は、町内外事業者
- (3) 法人市町村民税又は個人市町村民税の滞納がないこと。
- (4) 富士見町暴力団排除条例(平成24年富士見町条例第26号)に規定する暴力団若しくは暴力団員又は暴力団と密接な関係を有する者でないもの

(交付要件)

第4条 一戸建て住宅建築のための宅地開発に係る補助金及び賃貸アパート等建築のための宅地開発に係る補助金の交付要件は、別表に掲げるとおりとする。

2 前項の規定にかかわらず、町長が特別に認めたときはこの限りでない。

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、別表に掲げるとおりとする。

(事業の計画及び承認)

第6条 申請者は、宅地開発に係る工事の2週間前までに富士見町宅地造成支援事業計画書(様式第1号)に次に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。

- (1) 位置図
- (2) 現況写真
- (3) 法人の登記事項証明書等又はその写し(申請者及び工事施工者)
- (4) 宅地建物取引業者の免許証の写し
- (5) 土地の登記事項証明書又はその写し
- (6) 公図又はその写し
- (7) 宅地開発の設計図面(現況平面図、土地利用計画図、造成計画平面図、造成計画横断面図、排水施設計画平面図、給水施設計画平面図)
- (8) 宅地開発に当たり必要な法令等の許可証等の写し
- (9) 宅地開発工事費見積書の写し
- (10) 工事施工者の施工内容が確認できる書類の写し
- (11) 納税証明書(町内に本店又は支店等がある場合又は町内に住民登録がある場合には、閲覧承諾書に変えることができる。)
- (12) その他町長が必要と認める書類

2 町長は、前項の規定による提出があったときは、内容を審査し、適当と認めるときは、富士見町宅地造成支援事業承認通知書(様式第2号)により申請者に通知するものとする。

(変更承認)

第7条 補助事業者は、次に掲げる各号のいずれかに該当するときは、あらかじめ富士見町宅地造成支援事業変更計画書(様式第3号)に変更箇所に関わる書類を添えて、町長に提出しなければならない。

- (1) 補助金交付予定額の20パーセントを超える額の変更をしようとするとき。
- (2) 工事箇所に変更があるとき。
- (3) 宅地開発がやむを得ない理由により予定の期間内に完了しないとき。
- (4) 前各号に定めるもののほか町長が必要と認めるとき。

2 町長は、前項の規定による提出があったときは、内容を審査し、適当と認めるときは、富士見町宅地造成支援事業変更承認通知書(様式第4号)により補助事業者に通知するものとする。

(事業の中止)

第8条 補助事業者が、事業の中止をしようとするときは、富士見町宅地造成支援事業中止届(様式第5号)を町長に届け出なければならない。

(申請・完了実績報告及び決定)

第9条 補助事業者は、宅地開発が完了したときは、富士見町宅地造成支援事業補助金交付

申請書・完了実績報告書(様式第6号)に次に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。

- (1) 竣工図
- (2) 宅地開発工事契約書の写し(事業者自ら施工する場合を除く。)
- (3) 宅地開発工事代金領収書等の写し(事業者自ら施工する場合は、事業費の支出を証する書類)
- (4) 宅地開発工事完了写真
- (5) その他町長が必要と認める書類

2 前項に規定する書類の提出期限は、宅地開発の完了の日から起算して2か月を経過する日とする。

3 町長は、第1項の規定による申請があったときは、内容を審査し、適当と認めるときは、補助金の額を決定し、富士見町宅地造成支援事業補助金交付決定通知書(様式第7号)により補助事業者に通知するものとする。

(補助金の請求)

第10条 交付決定者は、前条第3項の通知を受けた日から起算して10日を経過する日までに富士見町宅地造成支援事業補助金支払請求書(様式第8号)を町長に提出しなければならない。

(補助金の取消)

第11条 町長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付を取り消すものとする。

- (1) 偽りその他不正な手段により、補助金の交付を受けたとき。
- (2) 事業承認の内容、これに付した条件その他法令又はこの要綱に違反したとき。
- (3) 前各号に掲げるもののほか、町長が補助金の交付を不相当と認めるとき。

(補助金の返還)

第12条 町長は、前条の規定により補助金の交付を取り消した場合において、既に補助金を交付しているときは、期限を定めてその返還を求めるものとする。

(補則)

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

## 附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

(この要綱の失効)

2 この要綱は、令和9年3月31日限り、その効力を失う。

別表(第4条、第5条関係)

対象事業	補助対象者	交付要件	補助金の額
<p>一戸建て住宅建築のための宅地開発</p>	<p>・町内事業者</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・町内における宅地開発</li> <li>・1区画以上の宅地開発</li> <li>・1区画当たりの面積が165㎡以上</li> <li>・工事施工者が工事の全部又は一部を施工</li> <li>・宅地開発後において宅地以外の用途にならないこと</li> <li>・富士見町公共下水道又は農業集落排水の計画区域内</li> <li>・宅地開発に当たり必要な法令等を遵守するとともに、定めのある手続を経ていること</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・宅地開発に係る経費（土地造成費、上下水道整備費、道路整備費）の2分の1、1,000円未満の端数切捨て</li> <li>・限度額は、1区画につき1,000,000円（居住誘導区域内は、1,200,000円）</li> <li>・複数の区画を宅地開発する場合の各区画の宅地開発に係る経費は、宅地開発に係る経費を必要に応じて区画毎の面積に応じて按分して得た金額、1,000円未満の端数切捨て</li> </ul>
<p>賃貸アパート等建築のための宅地開発</p>	<p>・町内外事業者</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・町内における宅地開発</li> <li>・165㎡以上の宅地開発</li> <li>・工事施工者が工事の全部又は一部を施工</li> <li>・宅地開発後において宅地以外の用途にならないこと</li> <li>・富士見町公共下水道又は農業集落排水の計画区域内</li> <li>・宅地開発に当たり必要な法令等を遵守するとともに、定めのある手続を経ていること</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・宅地開発に係る経費（土地造成費、上下水道整備費、道路整備費）の2分の1、1,000円未満の端数切捨て</li> <li>・限度額は、165㎡につき500,000円（居住誘導区域内は、600,000円）</li> <li>・複数の区画を宅地開発する場合の各区画の宅地開発に係る経費は、宅地開発に係る経費を必要に応じて区画毎の面積に応じて按分して得た金額、1,000円未満の端数切捨て</li> </ul>